

1. 件名：利用実態がない核燃料物質等の集約に係る面談
2. 日時：令和5年10月11日（水）16:30～17:30
3. 場所：原子力規制庁8階会議室(テレビ会議)
4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部 原子力規制企画課 布田企画官、直井係長

内閣府

科学技術・イノベーション推進事務局  
山田参事官、参事官（原子力担当）付 平石補佐

文部科学省

研究開発局  
原子力課 放射性廃棄物企画室  
菊地補佐

5. 要旨：

- 令和5年2月20日に原子力委員会において示された「原子力利用に関する基本的考え方」に言及のある、利用実態がなく保管だけされている放射性物質の集約管理を実現するための方策について、本年4月24日に内閣府、文部科学省及び原子力規制庁において情報共有のための面談を行ったところ、その後の検討状況について意見交換を行うための面談を行った。
- 原子力規制庁より、原子力規制委員会が担当する湧き出し核燃料物質の集約管理に関して、適切な管理が困難な個人保有のものに対象を絞り込む方針であること及び地元自治体への説明責任は原子力規制委員会が中心に担うこと等、資料に基づいて現時点における検討状況を説明した。文部科学省より、本件検討の対象範囲は、原子力委員会が取りまとめた基本的考え方と言及されている利用実態のない核燃料物質の集約管理であると認識していること、また、資料に記載されている費用以外にも検討すべきものがあることに加えて、被規制者や所有権、責任の所在について整理が必要である等の発言があった。また、内閣府より、原子力規制庁が対象を絞り込むことについて、難しい課題もあり最初の取り組みとして方向性は理解できるとの発言があった。
- 文部科学省より、原子力バックエンド作業部会の資料を基に、大学が保管する利用実態のない放射性物質に関する大学関係者からの意見など、研究施設等廃棄物等に関する大学の現状等について説明があり、これらの意見等も踏まえて具体的な方策の検討を進めている旨、発言があった。
- 内閣府より、原子力委員会としても関係省庁の検討等をふまえて必要に応じ対応していきたいとの発言があった。
- 原子力規制庁から内閣府及び文部科学省に対し、原子力規制委員会が担当する湧き出

しの集約管理に関して、今回説明した対応方針に沿って日本原子力研究開発機構とも具体的な検討を進めていく旨、伝えた。文部科学省からは、この対応方針について様々な課題も示されたところ、この方針のみを前提に検討を進めるものではないと認識している等の発言があった。また、原子力規制庁から必要に応じて情報共有を目的とした3府省庁による意見交換を定期的に行っていきたいこと、また、当庁の検討状況については適宜メール等で情報提供するとともに要望があれば説明にも伺う旨、伝えた。

## 6. 資料

- ・湧き出し核燃料物質の集約管理に関する原子力規制庁の対応について (※)
- ・研究施設等廃棄物等に関する大学の現状等について  
([https://www.mext.go.jp/content/20230630-mxt\\_genshi-000030749\\_11.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230630-mxt_genshi-000030749_11.pdf))

※の資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 5 号に定める不開示情報を含むため、非公開とします。

以 上